

それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井 施工法及びロータリー式 さく井施工法	パーカッション式さく井 工事作業及びロータリー 式さく井工事作業
金属溶解	鋳鋼溶解作業法及び軽合 金溶解炉溶解作業法	鋳鋼溶解作業及び軽合金 溶解炉溶解作業
機械加工	旋盤加工法及びフライス 盤加工法	普通旋盤作業及びフライ ス盤作業
建築板金	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法及び数値 制御タレットパンチプレ ス板金加工法	機械板金作業及び数値制 御タレットパンチプレス 板金作業
アルミニウム陽極酸化 処理	なし	なし
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	—
半導体製品製造	集積回路チップ製造法及 び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業 及び集積回路組立て作業
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
縫製機械整備	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
和裁	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法	印刷箱打抜き作業及び印 刷箱製箱作業
プリプレス	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法及びブロー成 形法	射出成形作業及びブロー 成形作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし

左官	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
カーテンウォール施工	なし	なし
自動ドア施工	なし	なし
ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業及び機械製図C A D作業
電気製図	なし	なし
金属材料試験	機械試験法及び組織試験法	機械試験作業及び組織試験作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

ウ 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するもの（随時実施するものは除く。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ表中の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業

機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	—
内燃機関組立て	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
機械・プラント製図	なし	機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし

エ 単一等級

単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
バルコニー施工	なし	なし

2 試験の方法

実技試験及び学科試験とする。

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

実技試験 令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において指定する日

学科試験 令和3年1月24日（日）、同月31日（日）、2月7日（日）、同月11日（木）及び同月14日（日）のうち指定する日

(2) 実施場所

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

4 受検手続

技能検定受検申請書を令和2年10月5日（月）から同月16日（金）までの間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）に富山県職業能力開発協会（富山市安住町7番18号）に提出すること。

5 その他

詳細については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部労働政策課（電話076-444-3259）に問い合わせること。

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

富山県知事 石 井 隆 一

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34

片 貝 川	水源かん養保安林	262 91
	土砂流出防備保安林	428 06
早 月 川	水源かん養保安林	219 70
	土砂流出防備保安林	231 64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	375 21
	土砂流出防備保安林	553 80
神 通 川	水源かん養保安林	636 23
	土砂流出防備保安林	494 60
	干 害 防 備 保 安 林	5 92
庄 川	水源かん養保安林	287 22
	土砂流出防備保安林	1,026 10
城 端 地 区	水源かん養保安林	148 94
	土砂流出防備保安林	51 36
小 矢 部	水源かん養保安林	361 52
	土砂流出防備保安林	48 74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	15 46
	土砂流出防備保安林	3 62
計	水源かん養保安林	2,773 15
	土砂流出防備保安林	4,216 88
	干 害 防 備 保 安 林	5 92
合 計		6,995 95